

議案第41号

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県財産評価審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県財産評価審議会設置条例（昭和38年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」とい

う。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、その価格を調査審議する。</p> <p>(1) <u>一件見積価格7,000万円以上の土地、建物並びに土地及び建物の購入、売払い又は交換</u></p> <p>(2) <u>一件20,000平方メートル以上の土地の購入、売払い又は交</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、その価格を調査審議する。</p> <p>(1) <u>一件見積価格1,500万円以上の土地及び建物の購入</u></p> <p>(2) <u>一件見積価格600万円以上の土地及び建物の売払い及び交換</u></p> <p>(3) <u>一件5,000平方メートル以上の土地及び一件延べ面積2,500平方メートル以上の建物の購入</u></p> <p>(4) <u>一件2,500平方メートル以上の土地及び一件延べ面積1,300平方メートル以上の建物の売払い及び交換</u></p>

換

(3) 前2号に掲げるもののほか、一般の取引価格の形成への影響が大きいと知事が認める土地又は建物の購入、売払い又は交換その他知事が必要と認める事項

2 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に知事が必要と認める事項

2 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。